取引適正化・料金透明化に向けた自主取組宣言について

ジェイエイ・トービスは液化石油ガスの保安の確保及び取引適正化に関する法律施行規則の改正に則り、以下の通り商慣行の見直し、料金制度の運用確保に向け、関係法令を遵守した事業運営に努めてまいります。

1. 【過大な営業行為の制限】

正常な商慣習を超えた利益供与や、お客様の選択を制限する条件付きの契約締結は行いません。

2. 【三部料金制の徹底】

改正法令の趣旨を踏まえ、三部料金制の導入をすすめます。

3.【LP ガス料金等の情報提供】

賃貸住宅等のご入居希望者様に対し、オーナー様、不動産管理会社様を通じて、事前に LP ガス料金を提示するように努めます。

また、LP ガス料金等について、直接ご入居希望者様からお問合せいただいた場合も速やかにご対応します。

4. 本件に関する研修会等へ積極的に参加し、関係法令の理解を深めると ともに上記取り組みの徹底を図ります。

> 令和 6 年 10 月 ジェエイ・トービス株式会社